様式第42号（第10条関係）

糸魚川市公示第57号	公　　示　　送　　達　　書
令和８年11月４日 下記の者に対して送達すべき書類を当市役所税務保険課（納税係）に保管していますので、来庁の上受領してください。 地方税法第20条の２第１項及び第２項の規定により公示します。 糸魚川市長　久保田　郁夫	
送達を受けるべき者の氏名又は名称	赤井　雅典
当該書類を送達する根拠法令	地方税法
注　　意　　事　　項	地方税法第20条の２第３項の規定により、送達すべき書類を受領しない場合は、掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、書類の送達があったものとみなします。